

青森県報

第三千五十八号

平成二十一年
三月十一日
(水曜日)

目次

規 則

青森県特定公共賃貸住宅規則の一部を改正する規則…………… (建築住宅課) …… 一

告 示

漁船保険付保義務の同意を求めるとの届出…………… (水産振興課) …… 一

公有水面埋立ての免許の出願の要領…………… (整備課) …… 二

道路の区域の変更…………… (道路課) …… 三

漁船保険付保義務の同意を求めるとの届出…………… (西北地域局) …… 四

右 同…………… (西北地域局) …… 四

公 告

農地保有合理化事業規程の承認…………… (構造政策課) …… 五

建設業者の許可の取消し…………… (西北地域局) …… 五

右 同…………… (同) …… 五

議 会

青森県議会図書室運営委員会規程の一部を改正する規程…………… (図書室) …… 六

規 則

青森県特定公共賃貸住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四号

青森県特定公共賃貸住宅規則の一部を改正する規則

青森県特定公共賃貸住宅規則(平成九年七月青森県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

第三条中「二十万円」を「十五万八千円」に、「六十万千円」を「四十八万七千円」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第百三十四号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めるとの届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧
加入区の名 称	発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名
三 厩 既	東津軽郡外ヶ浜町字三厩上宇鉄七番地 柳谷一
期 間	平成二十一年 三月十一日か
場 所	三厩村漁業 協同組合

東津軽郡外ヶ浜町字三厩釜野澤八番地 東津軽郡外ヶ浜町字三厩六條間四九番地一五	柳谷正則 佐々木信昭	ら同月二十五日まで
---	---------------	-----------

青森県告示第百二十五号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成二十一年二月十日公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、大間町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 出願人の住所及び名称

下北郡大間町大字大間字大間一〇四

大間町

2 代表者の住所及び氏名

下北郡大間町大字大間字大間一〇四

大間町長 金澤満春

二 埋立区域

1 位置

下北郡大間町大字奥戸字八森五番地、二番一、二番七、三四番三、三四番一、三四番四及び三六番一〇の地先公有水面

三四番四及び三六番一〇の地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち、の地点から㉑の地点までを順次結んだ線及び㉒の地点との地点とを結んだ線により囲まれた区域

の地点 北緯 四一度二八分一三秒二六七四

東経 一四〇度五三分一三秒四一六一

の地点 北緯 四一度二八分一三秒二五〇五

の地点 東経 一四〇度五三分一六秒〇六六五

北緯 四一度二八分二秒八五三五

の地点 東経 一四〇度五三分一六秒〇六一〇

北緯 四一度二八分二秒八二七五

の地点 東経 一四〇度五三分二〇秒一五〇三

北緯 四一度二八分二秒一〇七四

の地点 東経 一四〇度五三分一九秒七五五七

北緯 四一度二八分一三秒六三五九

の地点 東経 一四〇度五三分一九秒五二一一

北緯 四一度二八分一三秒八九八四

の地点 東経 一四〇度五三分一八秒九九八一

北緯 四一度二八分一三秒七八五一

の地点 東経 一四〇度五三分一八秒五六五八

北緯 四一度二八分一三秒四四四五

の地点 東経 一四〇度五三分一八秒一三一〇

北緯 四一度二八分一三秒四六四〇

の地点 東経 一四〇度五三分一七秒七〇〇二

北緯 四一度二八分一三秒四二五七

の地点 東経 一四〇度五三分一七秒二六八七

北緯 四一度二八分一三秒四二三九

の地点 東経 一四〇度五三分一六秒八三七七

北緯 四一度二八分一三秒三九二九

の地点 東経 一四〇度五三分一六秒四〇六四

北緯 四一度二八分一三秒六七三六

の地点 東経 一四〇度五三分一五秒九七八五

北緯 四一度二八分一三秒六七五二

の地点 東経 一四〇度五三分一五秒五四七五

北緯 四一度二八分一三秒五三六五

の地点 東経 一四〇度五三分一五秒一一四九

北緯 四一度二八分一三秒四七八八

の地点 東経 一四〇度五三分一四秒六八三二

北緯 四一度二八分一三秒五〇六四

三 埋立てに関する工事の施行区域

3 面積

①の地点

東経	一四〇度五三分一四秒二五二五
北緯	四一度二八分一秒四八八五
東経	一四〇度五三分一三秒八二二三
北緯	四一度二八分一秒六〇四〇
東経	一四〇度五三分一三秒三九一六
北緯	四一度二八分一秒六四六六
東経	一四〇度五三分一三秒三九二一

六、六六八・四七平方メートル

1 位置

下北郡大間町大字奥戸字八森五番地、二番一、二番七、三四番三、三四番一、三四番四及び三六番二〇の地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち、イの地点からタの地点までを順次結んだ線及びウの地点とイの地点とを結んだ線により囲まれた区域

イの地点	北緯	四一度二八分一四秒七三一九
東経	一四〇度五三分一三秒一五一五	
ウの地点	北緯	四一度二八分一四秒六八三一
東経	一四〇度五三分二〇秒八一〇四	
エの地点	北緯	四一度二八分一三秒五四八五
東経	一四〇度五三分二〇秒九三七二	
オの地点	北緯	四一度二八分二秒七六五〇
東経	一四〇度五三分二〇秒四七四三	
カの地点	北緯	四一度二八分二秒〇一六〇
東経	一四〇度五三分二〇秒〇六六九	
キの地点	北緯	四一度二八分一秒五四七八
東経	一四〇度五三分一九秒八三四〇	
クの地点	北緯	四一度二八分一秒七三〇四
東経	一四〇度五三分一九秒八二四八	
ケの地点	北緯	四一度二八分一秒九〇九〇
東経	一四〇度五三分一八秒九八七〇	

リの地点 北緯 四一度二八分一秒〇九三七

東経 一四〇度五三分一八秒七七三五

又の地点 北緯 四一度二八分一秒一三〇二

東経 一四〇度五三分一八秒二二七五

ルの地点 北緯 四一度二八分一秒一七〇九

東経 一四〇度五三分一六秒八三四八

ヲの地点 北緯 四一度二八分一秒一九〇〇

東経 一四〇度五三分一三秒八一七九

ワの地点 北緯 四一度二八分一秒三五四八

東経 一四〇度五三分一三秒三九〇一

力の地点 北緯 四一度二八分一秒六四八四

東経 一四〇度五三分一三秒〇九二三

ヨの地点 北緯 四一度二八分一四秒四二六一

東経 一四〇度五三分一三秒二二三三

タの地点 北緯 四一度二八分一四秒四二五四

東経 一四〇度五三分一三秒一四八六

3 面積

一八、八〇七・一七平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

青森県告示第百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十一年四月十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

1	図面番号	道路 種類の	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別の	敷地の幅員	敷地の延長	備考
県 道	豊川館岡線	つがる市稲垣町吉出鴨泊五の一から つがる市稲垣町吉出鴨泊五の三まで		前後別の	敷地の幅員	敷地の延長	備考	
後	前	前	敷地の幅員	敷地の延長	備考			
九・五〇メートルから 九・〇〇メートルまで	八・五〇メートルから 二〇・一〇メートルまで	九・五〇メートルから 七九・九〇メートル	敷地の幅員	敷地の延長	備考			
七・八〇メートル	七九・九〇メートル	七九・九〇メートル	敷地の幅員	敷地の延長	備考			

青森県告示第百三十七号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

加入区 称	届 出 事 項	指 定 漁 船 調 書 の 縦 覧
小泊	北津軽郡中泊町大字小泊字水潤三番地 北津軽郡中泊町大字小泊字水潤一七番地二四 北津軽郡中泊町大字小泊字小泊二〇番地八 今 與 造	平成二十一年三月十一日から同月二十五日まで 小泊漁業協同組合
下前	北津軽郡中泊町大字小泊字下前九一番地一 北津軽郡中泊町大字小泊字下前一七〇番地一 藪 田 俊 博	同右 下前漁業協同組合

脇元	北津軽郡中泊町大字小泊字下前一〇〇番地 柏崎良治	同右	脇元漁業協同組合
脇元	五所川原市磯松赤川三番地五四 竹谷博	同右	脇元漁業協同組合
脇元	五所川原市脇元赤川三九番地 成田正義	同右	脇元漁業協同組合
脇元	五所川原市脇元赤川八〇番地 葛西梯一	同右	脇元漁業協同組合
鰺ヶ沢	西津軽郡鰺ヶ沢町大字田中町三三番地 小山内実 西津軽郡鰺ヶ沢町大字浜町九八番地七 山本仁之助 西津軽郡鰺ヶ沢町大字浜町一三番地二 富本健嗣	同右	鰺ヶ沢漁業協同組合
風合瀬	西津軽郡深浦町大字風合瀬字下砂子川二三四番地三 坂崎清美 西津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子川一九〇番地三 山本隆幸 西津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子川一八九番地四 山本忠則	同右	風合瀬漁業協同組合

青森県告示第百三十八号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり

り公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

加入区 称の	届 出 事 項	期 間	指 定 漁 船 調 書 の 縦 覧 場 所
野牛	下北郡東通村大字野牛字古野牛川一五番地 三 國 優 下北郡東通村大字野牛字入口一〇二番地三 下北郡東通村大字野牛字釜ノ平三五番地八 住 吉 均	平成二十一年三月十一日から同月二十五日まで	野牛漁業協同組合
易国間	下北郡風間浦村大字易国間字易国間四二番地 越 膳 稔 徳 下北郡風間浦村大字易国間字新町二五番地八 岩 谷 亮 一 下北郡風間浦村大字易国間字家ノ上一六番地四五 金 田 一 近 只	同右	易国間漁業協同組合
横浜	上北郡横浜町字松木一〇九番地 濱 谷 一 二 上北郡横浜町字家ノ前川目三三番地六二 三 津 谷 利 雄 上北郡横浜町字大豆田一番地 二 木 春 美	同右	横浜町漁業協同組合

公 告

農地保有合理化事業規程の承認

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第七条第一項の規定により、青森農業協同組合が定めた農地保有合理化事業規程を承認したので、同条第五項の規定により公告する。

平成二十一年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

承認に係る農地保有合理化事業の種類

農地売買等事業（農業経営基盤強化促進法第四条第二項第一号に掲げる事業をいう。）

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 松又鉄工
- 二 氏名 松沢 永八郎
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字沖飯詰字帯刀一九二の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第五九七二号
- 五 取消年月日 平成二十一年二月二十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築、鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社小山内建設
- 二 代表者の氏名 小山内 武夫
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市金木町喜良市千苅二四八の三七
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一八)第一〇五七三号
- 五 取消年月日 平成二十一年二月二十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十年十二月十六日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

議

会

青森県議会告示第一号

青森県議会図書室運営委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十一年三月十一日

青森県議会議長 田 中 順 造

青森県議会図書室運営委員会規程の一部を改正する規程

青森県議会図書室運営委員会規程(昭和二十六年三月青森県議会告示第三号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の三項を加える。

3 委員の任期は、一般選挙により選挙された議員の任期が始まる日以後において最初に委嘱される日から翌々年の三月三十一日まで及びその日の翌日から議員の任期

満了の日までとする。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまでその職務を行うものとする。

5 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭